

# 種畜所有者の皆様へ（馬）

## 等級判定基準の改正について

平成24年4月1日から等級判定基準が変わります。

	特 級	1 級	2 級
血統	血統証明書がある		
能力	2級以上に該当する種畜を3頭以上生産	2級以上に該当する種畜を1頭以上生産	左記以外
体型	ブルトン種 体高150cm以上 ペルシュロン種 体高152cm以上 日本輓系種 体高150cm以上 半血種(輓系) 体高150cm以上 その他の品種 要件なし		左記以外

※国内の血統証明書がないものは級外

## 種畜証明書番号の変更について

種畜証明書番号が、「2」で始まる11桁の番号になります。

2 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0  
馬のコード 初回の 都道府県 初回検査時の 初回検査時の  
検査年 コード 班番号 个体コード  
(西暦の下2桁) (2桁) (2桁) (4桁)

※ 初回検査時の番号が、翌年以降も毎年引き継がれます。

連絡先:

農林水産省畜産振興課 03-6744-2587

〇〇県〇〇課 〇-〇-〇